

参考人として警察官に対して既に逮捕された犯人との間の事前の口裏合わせに基づいた虚偽の供述をする行為が刑法（平成28年法律第54号による改正前のもの）103条にいう「隠避させた」に当たるとされた事例

【文献種別】 決定／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 平成29年3月27日
【事件番号】 平成27年（あ）第1266号
【事件名】 犯人隠避、証拠隠滅被告事件
【裁判結果】 上告棄却
【参照法令】 刑法103条
【掲載誌】 刑集71巻3号183頁、裁時1673号3頁

LEX/DB 文献番号 25448564

事実の概要

第一審判決及び第二審判決の認定によれば本件の事実関係は次のとおりである。

Aは普通自動二輪車（カワサキ・ゼファー。以下「A車」）を運転中、交差点の対面信号機の赤色表示を認めたのに停止せず交差点に進入し、右方から普通自動二輪車を運転進行してきたBを同車ごと転倒、滑走させ、Bに外傷性脳損傷等の傷害を負わせる交通事故（以下「本件事故」）を起こし、その後Bを同傷害で死亡させたのに所定の救護義務、報告義務を果たさなかった。被告人Xは自ら率いる不良団体の構成員たるAから本件事故を知らされ、これに係る自動車運転過失致死等の各罪の犯人がAたることを捜査機関が突き止めると考え、Aの逮捕に先立ちAとの間で、A車は盗まれたことにする旨話し合った。Aは前記被疑事実により逮捕され勾留されたが、Xはその参考人として取調べを受けるにあたり、AがA車に乗っているか、A車がどこにあるか知っているかにつき警察官から質問を受け、A車が本件事故の加害車両と特定されていることを認識したが、警察官に対し「Aがゼファーという単車に実際に乗っているのを見たことはない。Aはゼファーという単車を盗まれたと言っていた。単車の事故があったことは知らないし、だれが起こした事故なのか知らない」等のうそを言い、本件事故当時のA車の盗難被害等のゆえ各罪の犯人はAではないとする虚偽の説明をした。Xによるこの供述もあり、検察官

はAを処分保留のまま釈放した。

Xはこの虚偽供述が犯人隠避罪（平成28年法律54号による改正前の刑法103条）に当たるとして起訴され、第一審のさいたま地判平26・7・16（刑集71巻3号233頁参照）は、刑法103条は捜査、審判及び刑の執行等広義における刑事司法作用を妨害する者を処罰しようとする趣旨の規定である、隠避とは「蔵匿以外の方法により官憲の発見逮捕を免れしむべき一切の行為」（大判昭5・9・18刑集9巻668頁）をいう、Xの供述はAの弁解と相まって事故当時AがA車を保有していたかに疑義を生じさせ、犯人特定作用に支障を与えるような性質の行為であり、実際にその支障が生じたことは処分保留のままAの身柄が釈放されたことから明らかである、Xの行為は「身柄の拘束を免れさせるような性質の行為」（最決平元・5・1刑集43巻5号405頁）として犯人隠避罪に当たるとしてその成立を認めた。X側からの控訴に対し原審の東京高判平27・7・8（刑集71巻3号258頁参照）は、隠避とは犯人の身柄拘束を免れさせるような行為、または犯人の特定作用に支障をもたらすような性質の行為をなすことをいう、Xの供述はこの2つの性質を有するから隠避に当たるとした原判決は正当である、とした。そこでX側が上告した。

決定の要旨

最高裁は刑事訴訟法405条の上告理由に当た

らないとして上告を棄却したが、職権で次のように判断した。

Xは、本件事故に係る「各罪の犯人がAであると知りながら、同人との間で、A車が盗まれたことにするという、Aを前記各罪の犯人として身柄の拘束を継続することに疑念を生じさせる内容の口裏合わせをした上、参考人として警察官に対して前記口裏合わせに基づいた虚偽の供述をしたものである。このような被告人の行為は、刑法103条にいう『罪を犯した者』をして現にされている身柄の拘束を免れさせるような性質の行為と認められるのであって、同条にいう『隠避させた』に当たると解するのが相当である（最高裁……平成元年5月1日第一小法廷決定……参照）。

なお、小貫裁判官による補足意見がある。

判例の解説

一 はじめに

刑事司法作用に対する罪と一般に解されているものとして、わが国刑法は第2編6章に逃走の罪、同7章に犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪、同20章に偽証の罪、また同21章に虚偽告訴の罪といった犯罪類型を規定している。他方で、犯人庇護的動機で行われうる現実の行為態様としては、これら犯罪類型のいずれかへの該当が明白なもののほか、例えば官憲への参考人による虚偽供述や、犯人の身代りとしての出頭等も行われうる。そのようななか本決定は、既に逮捕され身柄を拘束されている犯人との間の事前の口裏合わせに基づきその拘束根拠を否定するような虚偽供述をした参考人につき、最高裁として犯人隠避罪の成立を認めたものであり、本罪の適用範囲の一端を示したものとして重要な意味をもつ¹⁾。

二 最高裁平成元年5月1日決定

既に身柄を拘束されている者に関する犯人隠避罪の成否は本決定（と第一審判決）も引用する最高裁平成元年決定（以下「元年決定」）においても問題となった。本件では逮捕された者の身代りとして他人を出頭させ自己が犯人であると虚偽供述させた者に犯人隠避教唆の成否が問われ、第一審の福岡地小倉支判昭61・8・5（判時1253号143頁）は、刑法103条の趣旨は犯人等の身柄確保に向けられた刑事司法作用の保護である、既に逮捕

された者の場合は身柄拘束状態を変化させなければ「隠避せしめた」とはいえない、本条の罪が危険犯たることは刑事司法機能の妨害までは不要との意味であり隠避せしめる危険ある行為を「隠避せしめた」に含ませることを意味しない等として無罪とした。これに対し原審の福岡高判昭63・1・28（判時1264号139頁）は、一般に身代り自首は犯人の発見、逮捕を困難にし捜査権の作用を妨害するおそれがあり犯人隠避罪を構成すると解すべきのみならず、本件では現実に捜査の円滑な遂行に支障を生じさず結果を招いたから逮捕勾留中の犯人が釈放されなかったとしても犯人隠避の罪責は免れない、103条は広く司法に関する国権の作用を妨害する行為を罰する趣旨であって原判決のように解すべき合理的根拠はない、としてこれを破棄し犯人隠避教唆を認めた。そして最高裁は、本「条は、捜査、審判及び刑の執行等広義における刑事司法の作用を妨害する者を処罰しようとする趣旨の規定であつて（最高裁昭和24年……8月9日第三小法廷判決・刑集3巻9号1440頁参照）、同条にいう『罪ヲ犯シタル者』には、犯人として逮捕勾留されている者も含まれ、かかる者をして現になされている身柄の拘束を免れさせるような性質の行為も同条にいう『隠避』に当たるとして原判決を維持した。

元年決定は、犯人逮捕後の身代り出頭にはその身柄拘束を免れさず危険があり、このような性質の行為も隠避に当たるとするもので、従来「蔵匿以外の方法により官憲の発見逮捕を免れしむべき一切の行為」とされてきた隠避行為（後述3参照）の一例を示す意義をもつ。ただ学説では、このような身代り行為は犯人隠避罪の趣旨ないし法益をその第一審判決のように身柄確保作用保護と限定しても隠避行為に当たるとされうるから、元年決定は本罪の趣旨等をこう限定すべきかについては判断していないとの指摘もある²⁾。この一連の裁判で本条の趣旨や「隠避」の理解の如何により本罪成否の判断が分かれたこともあり、本件を契機に学説でもこれらが活発に論じられている。

三 犯人隠避罪の性格・成立要件

1 犯人隠避罪の保護法益

犯人隠避罪を定める刑法103条の趣旨については判例³⁾同様、学説も一般にその究極的な法益を国の刑事司法作用と解している。ただし隠避

概念理解の前提として、この作用の具体的内容をどう解するかにつき、元年決定の第一審判決のごとく犯人等の身柄確保（又は所在究明も）に限られるとする見解⁴⁾と、その原判決のごとくこれに限られないとし犯人特定も含むとする見解⁵⁾とに分かれる。前者は本条での「拘禁中に逃走した者」、「蔵匿」との構成要件要素との整合性、犯人特定妨害をも犯人隠避罪で捕捉した場合の証拠隠滅等罪（刑法 104 条）との区別の困難性、身柄確保妨害に限定しないと犯人隠避罪が広汎な捜査妨害罪と化しうることを理由とする。

ただ、保護対象を身柄確保や所在究明の作用に限定しても、犯人特定を害しうる行為はその身柄確保や所在究明の妨害にもなりえようから、保護対象の限定から直ちに隠避行為性や犯人隠避罪の成立範囲が画されるものでもないであろう。本罪成否の判断は「隠避させた」との構成要件要素の厳密な解釈によるべきで、この限りではその法益は刑事司法作用と解することで足りよう⁶⁾。

2 「隠避」の意義⁷⁾

判例は従来から「隠避」を「蔵匿以外の方法により官憲の発見逮捕を免れしむべき一切の行為」⁸⁾としてきたが、裁判例でそれと認められた具体的行為は、犯人に働きかけ逃走を援助しその身柄確保を困難にする類型と、捜査機関等に対し犯人特定を誤らせようとする類型とに分かれるとされる⁹⁾。

この点学説では、証拠隠滅等罪との棲み分けを重視して、後者の類型を隠避に含めるべきでないとする見解も有力である¹⁰⁾。

ただ、身柄確保の困難化と犯人への直接的な働きかけの有無とにさほどの相関はないと考えられる一方で、犯人特定を害しうる行為は一般に身柄確保や所在究明を害する危険性をもつといえようから、この見解による隠避概念の限定には異論もありえよう¹¹⁾。隠避概念自体の広汎性は避け難いようにも思われるが、犯人隠避罪の構成要件は「隠避させた」と規定されていることに留意されるべきであろう。この文言からして、隠避させようとする行為がなされたことにより隠避させた状態が発生すること、つまり、そのような行為がなされたことで、少なくともひとまず犯人を逃げ隠れさせ官憲の発見逮捕を免れさせたといえる状態が惹起されることが必要となると解される¹²⁾。

この意味では、逮捕されている犯人につき釈放等の状態が生じなかった元年決定の事案では犯人隠避罪の成立は認め難いように思われる。

四 本決定の分析

以上を前提に本件事案をみると、Xが行った虚偽供述の内容は、A車は盗難被害を受けていたため本件事故当時Aはそれを運転できず、よって本件事故に係る罪の犯人はAではないとする趣旨のものであるから、その直接的な内容は犯人特定を妨げようとするものといえる。そして前述のように、犯人特定を妨げようとする行為は一般にその身柄確保ないし所在究明を困難にする危険性を有していようから、この限りで本件においても隠避概念に係る広狭いづれの見解によっても隠避行為の存在は認められうる。

しかし本件ではAが既に逮捕されていることが問題となる。つまり、このためAの身柄確保が害されうことは問題とならないとされるなら、隠避概念を限定的に解する見解からは本件行為に隠避行為性を認め難くなるからである。この点、Xによる虚偽供述は取調べを受けた際に咄嗟の思い付きでなしたようなものではなく、Aの逮捕を予期してその逮捕前にAとの間で、A車が盗難被害を受けていたという本件事故に係る罪のAの犯人性を否定する供述内容を創作し、互いにそう供述するとの口裏合わせをなし、Xはこの申し合わせ通りに供述をしたというものである。これに照らせばXの虚偽供述は相当程度の迫真性を有するものであって、咄嗟の思い付きで単独に行われたような虚偽供述と比較して、犯人の身柄拘束が解かれる危険性を相当程度に伴うものであったと考えられる。本決定がXの行為を、元年決定により隠避の一類型と認められた「現にされている身柄の拘束を免れさせるような性質の行為」に当たると認めた理由もここにあり、この点は、このような口裏合わせに基づく虚偽供述が刑事司法作用を誤らせる危険性を強調する小貫裁判官補足意見においてより明瞭に示されている。

しかし、以上のような本件行為の評価のみではこれを「隠避させた」に当たるとすることはなお困難であろう。前述のようにこの文言からは、犯人隠避罪の成立には犯人を隠避させた状態の発生を要すると解されざるをえないからである。すると行為当時既に犯人が身柄を拘束されていた本件

ではこの解消という状態の発生が本罪成立に必要なとなると解されるが、本件ではXの虚偽供述も原因となってAが釈放され身柄拘束を解かれるとの事態が生じている。そのためXの行為については、このような事態の発生を認定することで犯人隠避罪の成立を認めることは可能であったと解される。

なお、このように解しても、一般に抽象的危険犯と解されている本罪を侵害犯と解さなければならなくなる訳ではないように思われる。というのも、危険犯か侵害犯かは法益との関係で規律される問題であるのに対し、隠避状態の発生の要否は本罪の構成要件要素の問題であるからである¹³⁾。例えば、刑事司法作用が発動される以前になされた場合や、刑事司法作用の発動後に一応の隠避状態を生じたが官憲は隠避先をおおむね把握していた場合¹⁴⁾等を考えれば、隠避状態の惹起をもって常に刑事司法作用の侵害が発生したとまではいえないように思われる。

●—注

- 1) 本決定の評釈として、前田雅英「判批」捜研66巻5号(2017年)17頁以下、豊田兼彦「判批」法セ749号(2017年)97頁、成瀬幸典「判批」法教442号(2017年)130頁、羽柴愛砂「判批」警論70巻11号(2017年)175頁以下、藪中悠「判批」刑ジャ55号(2018年)92頁以下。
- 2) 十河太朗「犯人蔵匿罪と証憑湮滅罪の限界に関する一考察——『隠避』概念の検討を中心として」同法46巻5号(1995年)78頁以下、成瀬・前掲注1)130頁。なお原田國男「判批」ジュリ943号(1989年)87頁。
- 3) 元年決定、その引用する最判昭24・8・9参照。
- 4) 振津隆行「判批」判セレ'89(法教113号別冊)(1990年)39頁、井田良「判批」『平成元年度重要判例解説(ジュリ957号)』(有斐閣、1990年)162頁、十河・前掲注2)108頁、深町晋也「司法に対する罪」山口厚編著『クローズアップ刑法各論』(成文堂、2007年)91頁以下、山口厚『刑法各論〔第2版〕』(有斐閣、2010年)580頁以下、松原芳博『刑法各論』(日本評論社、2016年)555頁以下等。
- 5) 高橋則夫『刑法各論〔第2版〕』(成文堂、2014年)642頁、前田雅英『刑法各論講義〔第6版〕』(東京大学出版会、2015年)459頁等。
- 6) 浅田和茂「犯人蔵匿・隠避罪の保護法益と危険概念」現刑5巻10号(2003年)6頁及び注3参照。
- 7) 他に「罪を犯した者」の意義として真犯人に限られるかが活発に論じられているが、本件事案ではさほど問題とならないため割愛する。
- 8) 大判昭5・9・18刑集9巻668頁。

- 9) 前者には犯人への逃走の勧告(大判明44・4・25刑録17輯659頁)等、後者には身代り出頭による自己が犯人との虚偽供述(大判昭8・10・18刑集12巻20号1820頁)等が当たるとされる(十河・前掲注2)86頁以下、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第6巻〔第3版〕』(青林書院、2015年)345頁以下[仲家暢彦参照]。
- 10) 十河・前掲注2)103頁以下。ゆえに本説では証拠隠滅等罪が犯人庇護罪の一般法と位置付けられるのに対し(なお、同様に隠避概念を限定的に解される深町・前掲注4)94頁以下は、犯人特定の妨害は偽計業務妨害罪(刑法233条後段)でも補足されうるとされる。この見解で課題の一つとなりえた同罪と犯人隠避罪との法定刑上限の差異は平成28年法律54号による後者の改正で解消されている)、隠避概念をそのように限定しない立場からは、犯人隠避罪がその一般法であり虚偽供述は証拠隠滅等罪には当たらないと解すべきとされる(安田拓人「司法に対する罪」法教305号(2006年)73頁以下参照)。単純な虚偽供述に証拠隠滅等罪の成立を認めず(最決平28・3・31刑集70巻3号58頁参照)、従来の傾向に即して一定の虚偽供述には犯人隠避罪の成立を認める(本件最決平29・3・27等)判例の立場は、その一般法を証拠隠滅等罪とは解さない見解に親和的であるともいえよう。

- 11) 安田・前掲注10)73頁参照。
- 12) 松宮孝明「判批」南山12巻2=3号(1988年)81頁以下、同『刑法各論講義〔第4版〕』(成文堂、2016年)471頁以下、浅田・前掲注6)9頁、豊田・前掲注1)97頁参照。なお後述のように、このような状態の必要性は犯人隠避罪の構成要件要素の問題であるから、その法益との関係で本罪が抽象的危険犯と解されうることとは矛盾しないであろう。
- 13) 松宮・前掲注12)「判批」82頁、同・前掲注12)『刑法各論講義』471頁以下、浅田・前掲注6)9頁参照。
- 14) 犯人蔵匿罪に係るものではあるが、このように蔵匿先を官憲が知った場合には捜査の現実の妨害はなくその可能性があるにすぎないと解している(が、本罪には現実の捜査妨害という結果の発生は不要として本罪成立を認める)判例もある(東京地判昭52・7・18判時880号110頁)。

金沢大学教授 永井善之